

通 教 月 報

診 療 情 報 管 理 研 究

平成21年12月号

編 集

発 行 人

大井 利夫

〒102-8414 東京都千代田区一番町13-3

社団法人 日本病院会 通信教育課

TEL 03-5215-6647 (受講生専用)

FAX 03-5215-6648 (受講生専用)

URL <http://www.jha-e.com/>

受付時間

9:00~17:00
(ただし、土・日・祝祭日、年末年始は除く)

発行日

毎月1日

定 価

1部 150円 1カ年1,600円(送料共)

郵便振替

00190-5-396045

名 義

社団法人 日本病院会 通信教育部

診療情報管理体制加算と医療安全対策加算

高橋 秀史

札幌社会保険総合病院 病理診断科 主任部長

北海道会場 基礎課程(臨床医学各論Ⅱ) 講師

いずれも入院初日にのみ認められた加算であり、前者が30点で後者が50点です。その影には専任の診療情報管理者(士)と専従の医療安全管理者という職員の姿が垣間見て取れる。診療情報管理者はカルテを始めとする診療情報を、医療安全管理者は患者の安全をそれぞれ守るという点で似ている。どちらも必要な教育や研修を受けることが義務化され、その成果を病院で発揮することが求められる。しかし、どちらも一人で頑張っても達成困難な仕事で、医師を始めとするスタッフの協力がなければ、その本来の役割を果たすことが難しい。医師が適切にカルテを書いてくれないと、DPC病名もコーディングも始まらない。スタッフ全員が安全管理対策を実施してくれないと、安全管理は絵に描いた餅だ。情報化された人間と生身の人間の違いが20点という点数の差なのか、どんな計算方法が根拠となった数字なのかは、私にはよく分からないが、ともあれ、いずれも比較的新しい加算であることを考えると、時代の要請の結果といえるのではないか。それぞれの点数が明確であるが故に、自分の仕事はこんな点数か、と小さくなることはない。この病院経営が困難な時代に、あからさまに「こんな点数では、一人雇うのにペイしない」と言ってはばからない経営者もいるかもしれない。そのような時代の空気が読めない経営者は、今年は乗り切れても、数年後は難しいかもしれない。診療情報管理士を目指す人々には、時代の要請で加算に至ったのだから、胸を張ってその役目を果たしていただきたい。ちなみに私は病理医であり、病理診断料は、その診断を行った患者に対して、月に一度だけ410点が認められているのみだ。単純計算すると自分の給料は出ない。しかも、年間の剖検(病理解剖)数が「十分」あることが一つの条件となっている。剖検は、研修病院としても必要な業務だが、剖検そのものになんらの経済的なサポートはなく(勿論、保険点数はない)、「十分」に行えば行うほどに病院の持ち出しであり、それが病理診断料の条件になっている。現行の保険制度の元では、専門医として役目を果たすという心意気だけで仕事をするしかありません。それでもようやく昨年、「病理診断科」として標榜料が認められ、一歩前進した。診療情報管理士や安全管理者も、この病院にいてくれてよかったという時代がきっと来ます。